

# 楽感倶楽部会則

昭和 28 年 2 月 1 日 制定  
平成 2 年 9 月 1 日全部改訂  
平成 9 年 1 月 1 日一部改正  
平成 31 年 1 月 26 日改訂

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 このクラブは、楽感倶楽部（以下、「本倶楽部」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本倶楽部は、連絡事務所を別紙 1 に示す。

別紙 1 のみの改訂は、楽感倶楽部会則（以下、「本会則」という。）の改訂としない。

(目的)

第 3 条 本倶楽部は、ラグビーを通じ会員相互のコミュニケーションを図ると共に、積極的に健康づくりをすることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本倶楽部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡県ラグビーフットボールの振興について協力すること。
- (2) 本倶楽部会員チームの試合を行うこと。
- (3) その他本倶楽部の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第 2 章 会 員

(組織)

第 5 条 本倶楽部は、本倶楽部の主旨に賛同する者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 正会員 40 歳以上でラグビーを愛好する者
- (2) 賛助会員 本倶楽部の運営又は活動に寄与できる者

(会員)

第 6 条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費 10,000 円
- (2) 選手登録費（任意とする）
- (3) その他費用

2 年会費及びその他費用等は如何なる理由があってもこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第 7 条 会員は、会員としてふさわしくない次の行為があったときは、総会において出席会員の過半数の同意により、会員の資格を喪失させることができる。

なお、緊急を要する場合は、役員会の決議によりこれを行うことができるものとするが、その結果を直近の総会において報告するものとする。

- (1) 本倶楽部の目的を阻害した者
- (2) 本倶楽部の名誉を傷つけた者

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本倶楽部に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 主将 若干名
- 主務 1名
- 理事 (副主将、副主務および会計を理事のなかにおく。) 若干名
- 監事 若干名

詳細は、別紙2に示す。

別紙2のみの改訂は、本会則の改訂としない。

(役員を選任)

第9条 理事および監事は、総会において会員のうちから選任し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本倶楽部を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を統轄する。
- (3) 主将は、会長の命を受けて会務を遂行する。
- (4) 副主将は、主将を補佐し、会務を遂行する。
- (5) 主務は、主将と共に会務を遂行する。
- (6) 副主務は、主務を補佐し、会務を遂行する。
- (7) 会計は、本会の会計事務を遂行する。
- (8) 理事は、本倶楽部の目的遂行の為、円滑な運営に関与する。
- (9) 監事は、本倶楽部の経理を監査する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず副会長のうちの1名を指名し会長の会務の代行を委嘱できるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げないものとする。

### 第4章 会議

(種類)

第12条 本倶楽部の会議は、総会および役員会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(開催)

第13条 通常総会は、年1回開催し次の事項を諮るものとする。

- (1) 前年度の事業報告並びに決算
- (2) 翌年度の事業計画並びに予算
- (3) その他重要事項

2 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたとき又は理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第14条 会議は会長が招集する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第16条 会議は、その構成員の5分の1以上の出席、委任状がなければ開会することができない。

(議決)

第17条 会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第18条 本倶楽部の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(経費)

第19条 本倶楽部の運営経費は、入会金、年会費およびその他収入をもってこれに充てる。

(事業および決算報告並びに財産目録)

第20条 本倶楽部の事業および決算報告並びに財産目録は、会長又は理事が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第6章 名誉会長及び名誉会員

(名誉会長および名誉会員)

第21条 本倶楽部に、名誉会長および名誉会員を置くことができる。

2 名誉会長および名誉会員は、本倶楽部に特に貢献の大きかった会長および会員のうちから総会において推挙する。

3 名誉会長および名誉会員は、会長の相談および諮問に応じる。

## 第7章 雑 則

(運用細則)

第22条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

(信義、誠実)

第 24 条 本会則に定めのない事項又はこの会則の運用に関して疑義が生じた場合は、ラグビー精神に則り信義、誠実を第一として解決する。

#### 附 則

- 1 この会則は、昭和 28 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 この改定会則は、平成 2 年 9 月 1 日より改正施行する。
- 3 この改定会則は、平成 9 年 1 月 1 日より改正施行する。
- 4 この改訂会則は、平成 31 年 1 月 26 日より改正施行する。